

「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) における各種基準(案)」 に対する意見公募要領

令和2年3月27日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室
総務省サイバーセキュリティ統括官室
経済産業省商務情報政策局情報経済課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成30年6月に、政府は「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) を定め、クラウド・バイ・デフォルト原則を掲げる一方で、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、及び「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) において、クラウドサービスの安全性評価に関する検討の必要性が位置付けられました。

これを受け、同年8月から令和元年12月にかけて、経済産業省と総務省が事務局となり、「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を開催し、令和2年1月にはパブリックコメントを経たとりまとめが行われました。

また、これらの閣議決定等を踏まえ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」(令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定) において、本制度の①基本的枠組み、②各政府機関等における利用の考え方、③所管と運用体制が決定されました。

今般、内閣官房(内閣サイバーセキュリティセンター・情報通信技術 (IT) 総合戦略室)・総務省・経済産業省が所管となった同制度を「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program (略称 ISMAP : イスマップ))」と称し、当該制度で用いる各種基準について幅広い御意見をいただくべく、令和2年3月27日 (金曜日) から同年4月26日 (日曜日) までの間、意見を募集することとしました。

2. 意見公募の対象

「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 基本規程(案)」(別添1)
「クラウドサービス登録申請者に対する要求事項 (案)」(「ISMAPクラウドサービス登録規則 (案)」第3章部分) (別添2)

「ISMAP管理基準 (案)」(別添3)

「監査機関登録申請者に対する要求事項 (案)」(「ISMAP監査機関登録規則 (案)」第3章部分) (別添4)

「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン (案)」(別添5)

※ 「別添2の第3章以外」、「別表3の参考と別表」及び「別添4の第3章以外」については、意見公募の対象外です。

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年3月27日（金）～令和2年4月26日（日）※

※ 日本時間4月27日（月）0：00まで受け付けます。

5. 意見提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における当該の「意見提出フォーム」に御意見等を日本語で入力し、提出してください。

なお、電子政府の総合窓口（e-Gov）のご利用が難しい場合は、別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、電子メールに意見提出用紙を添付してお送りください。

電子メールの場合

- ・ 電子メールの件名を「ISMAP各種基準(案)に対する意見」としてください。
- ・ 意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見を日本語にてご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。
- ・ メールアドレス： cloud_hyouka_iken_atmark_meti.go.jp
 - ※ 迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。
 - ※ 電子メールアドレスの受け取り可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。
 - ※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
 - ※ 郵送やFAX等による意見書の提出をご希望される場合は、担当までお問い合わせください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

7. 連絡先窓口

経済産業省 商務情報政策局情報経済課

担当：関根、庄司、佐藤

電話：03-3501-0397（直通）

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

担当：相川、安井、中村

電話：03-5253-5749（直通）

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

担当：坂本、川崎、石黒

電話：03-6205-4125（直通）

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

担当：安藤、田上

電話：03 - 3581-3489（直通）

電子メールアドレス：cloud_hyouka_iken_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室
総務省サイバーセキュリティ統括官室
経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 宛

「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)における
各種基準(案)」
に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）